

鳥取県告示第435号

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第37条の7第1項の規定に基づき、調査員養成研修を行う者を指定したので、同条第6項の規定により、次のとおり告示する。

平成22年7月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	住所	業務を行う事務所の所在地	指定年月日
社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会	鳥取市伏野 1729-5	鳥取市伏野 1729-5	平成22年6月30日